

新潟市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告する。

なお、同計画は次の場所に備えて置いて閲覧に供する。

平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日

新潟市長 中 原 八 一

1 新潟市農用地利用集積計画を備え置く場所

新潟市役所

農林水産部 農林政策課

（新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1）

江南区役所 産業振興課

（新潟市江南区泉町 3 丁目 4 番 5 号）